

各種支援策について

(今後、国の制度の見直しにより変更となる場合があります。)

青年等就農計画認定制度

青年等就農計画認定制度は、新たに農業を始める方が自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」を市が認定し、その計画に沿って農業を営む農業者に対して重点的に支援をすることを目的としたものです。

具体的には有利な資金の貸付や、新規就農者向け補助事業等を活用することができ、後述の制度は、この認定を受けることが必須となっております。(※新規就農者育成総合対策「就農準備資金」を除く)

新規就農者育成総合対策制度

次世代を担う農業者となることを志向する方に対し資金を交付する制度で、就農に向けて研修を受ける方を支援する「就農準備資金」と、経営開始時の早期の経営確立を支援する「経営開始資金」の2種類があります。

「就農準備資金」

農業経験・技術のない方が新規就農を目指して、北海道が認める道立農業大学等の教育機関や先進農家、先進農業法人で研修を受ける際に、最長2年間、年間最大150万円の交付を受けることができます。

※予算の範囲内で採択を行います。場合によっては採択されないことがあります。

■ 対象者要件

- 就農予定時の年齢が49歳以下であること
- 営農ビジョンと研修目的が明確であり、強い就農意欲を持っていること
- 独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指すこと

親元就農を目指すものについては、研修終了後5年以内に経営を継承するかまたは農業法人の共同経営者になること

- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

など、多様な要件がございますので、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】公益財団法人北海道農業公社 担い手支援部就農研修課

TEL : 011-271-2255

URL : <https://www.adhokkaido.or.jp/ninaitte/>

「経営開始資金」

農業経験・技術が新規の経営開始に足ると見込める場合、経営開始から最長3年間にわたり資金（150万円）の交付を受けることができます。（夫婦で就農する場合は1.5倍の金額となります。）

※ 予算の範囲内で採択を行います。場合によっては採択されないことがあります。

■ 対象者要件

- 就農時に49歳以下であること
- 独立・自営就農であること
- 青年等就農計画を作成し、市に認定されること など

【問い合わせ先】 函館市役所 農林水産部 農務課

TEL:0138-21-3342 E-mail:noumuka@city.hakodate.hokkaido.jp

青年等就農資金

青年等就農計画認定制度によって認定された計画を達成するために必要な資金を無利子で借入れることができる制度です。

■ 借入条件等

- 対象者要件 : 青年等就農計画を作成し、市に認定されること
- 資金用途
 - ・ 農地等の改良や造成などの費用
 - ・ 農業経営のための施設や機械等の取得などの費用
 - ・ 農産物の加工処理・販売のための施設などの費用
 - ・ 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費 など
- 貸付金利 : 無利子
- 借入限度額 : 3,700万円
- 償還期間 : 17年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保・保証人: 原則、融資対象物件以外の担保および第三者保証人は不要

【問い合わせ先】 函館市役所 農林水産部 農務課

TEL:0138-21-3342 E-mail:noumuka@city.hakodate.hokkaido.jp